

浜松市医療救護対策委員会要綱

(目的及び設置)

第1条 浜松市における災害時の医療救護が円滑に行われるよう、常に情報交換を行い、体制の整備を図るとともに、医療救護計画等についての調査研究を行うため、浜松市医療救護対策委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議、調整する。

- (1) 東海地震に対する浜松市医療救護計画の見直しに関すること
- (2) 医療救護計画に係わる調査研究に関すること
- (3) 防災訓練に関すること
- (4) その他医療救護に関すること

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 医師会代表
- (2) 歯科医師会代表
- (3) 薬剤師会代表
- (4) 救護病院代表
- (5) 医療救護コーディネーター
- (6) 看護協会代表
- (7) 市職員

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の事務は、健康福祉部健康医療課において処理する。

(細目)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。